

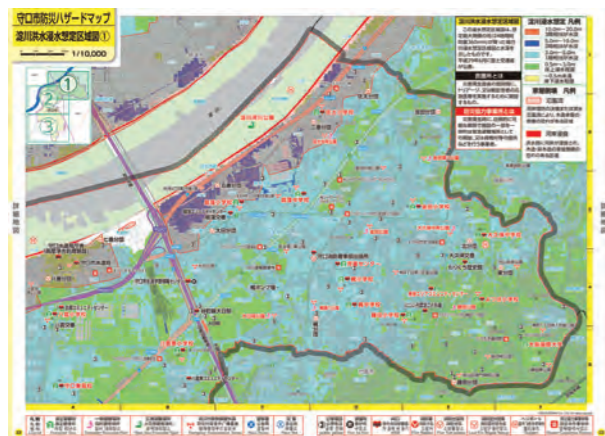
守口市 防災 ハザードマップ



令和元年版



守口市防災ハザードマップ 発行：守口市
 〒599-8501 守口市南町1-1-1 守口市庁舎5階 防災課
 TEL: 06-6992-1497 FAX: 06-6992-1498
 印刷：2019年6月1日現在 印刷部
 印刷：2019年6月1日現在 印刷部



地震・風水害などの防災情報を1冊にわかりやすくまとめた「守口市防災ハザードマップ」を全面改訂し、8月中に家庭および事業所に配布します。今回の改訂では、平成29年6月に国土交通省が公開した淀川の氾濫想定および平成31年3月に大阪府が公開した寝屋川の浸水想定を反映し、防災情報・

新しいハザードマップを作成

避難所情報・詳細地図を最新のものに更新します。

また、子どもたちに危険への対処法や、判断力を身につけてもらうことを目的に、子ども向けの防災情報ページとして、災害の種類や、地震が起きた場合の対応、日ごろからの防災対策について、わかりやすく説明した内容を追加しました。日ごろから家庭内で防災について話し合い、普段からの備えを実践してください。

風などで水害が起こりやすい時期とされています。今年も出水期を迎え、いつ台風の接近や豪雨に見舞われてもおかしくありません。昨年6月に起こった大阪府北部地震のような地震もいつ起こるかわかりません。南海トラフ地震は今後30年以内で70%〜80%の確率で発生するとされています。台風や地震の発生を未然に防ぐことは困難ですが、事前の備えがあれば被害を軽減させることは可能です。防災意識を高めていただき、家庭や地域の防災力を高めていただくために、活用してください。

大規模水害タイムラインを策定

市では、水害発生時には各部課や関係機関などが連携して対応にあたっていますが、より速やかに先を見越した対応を行うため、時系列にそって、いつ、誰が、何をするかをあらかじめ明確にし、これを関係機関で共有することが有効です。そこで、このたび守口市版寝屋川流域大規模水害タイムラインを策定しました。

このタイムラインでは、寝屋川流域で、前線と台風の影響による記録的な大雨と浸水被害(大規模水害という。)が発生したと想定し、災害対応に必要な市の行動を記載しています。

平常時をステージ0とし、災害発生から概ね5日後をステージ7として各ステージごとに、どの部課がどんな行動を取るか一覧表にまとめています。またそれぞれの項目ごとに具体的な実施手順を定めています。

詳しくは市ホームページをご覧ください。

新たな防災情報の運用開始



広島県坂町の被害写真

問 危機管理室 TEL 06-6992-1497

「警戒レベル」の運用が開始されました

平成30年7月豪雨災害を踏まえて水害や土砂災害発生時に住民が避難行動を容易にとれ、防災情報をよりわかりやすく提供できるように警戒レベルを下記のとおり5段階に分けて発令されます。

このうち、「警戒レベル1」と「警戒レベル2」は気象庁が、「警戒レベル3」から「警戒レベル5」までは市が発令します。なお「警戒レベル3」では、高齢者や障がいのある人など避難に時間を要する人は避難を開始するようにしてください。「警戒レベル4」では全員が安全な場所に避難してください。

水害の避難情報と警戒レベル

水害に関して、守口市が出す避難情報と、国や大阪府が出す防災気象情報が、5段階※1に整理されました。

＜避難情報等＞		＜防災気象情報等＞
警戒レベル	発令される避難情報等	市民の避難行動等
警戒レベル5	災害発生情報 ※2 ※2 災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令(守口市が発令)	既に災害が発生している状況です。命を守るための最善の行動をとりましょう。
警戒レベル4	避難勧告 避難指示(緊急) ※3 ※3 地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令(守口市が発令)	速やかに避難先へ避難しましょう。公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。
警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始 (守口市が発令)	避難に時間を要する人(高齢の人、障がいのある人、乳幼児など)とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。
警戒レベル2	洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁が発令)	避難に備え、ハザードマップなどにより、自らの避難行動を確認しましょう。
警戒レベル1	早期注意情報 (気象庁が発令)	災害への心構えを高めましょう。

【警戒レベル相当情報(例)】

警戒レベル5相当情報
 氾濫発生情報
 大雨特別警報 等

警戒レベル4相当情報
 氾濫危険情報 等

警戒レベル3相当情報
 氾濫警戒情報
 洪水警報 等

これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。

(国土交通省、気象庁、都道府県が発表)

※1 警報等が発令されても、警戒レベル・避難勧告等の避難情報が発令されるとは限りません。警戒レベル・避難勧告等の避難情報は、気象状況や市内の被害状況等を総合的に判断して市が発令します。